



### 日本共産党平塚市議会議員団

団長 松本 敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.jp

幹事長 高山 和義

電話・fax 31 4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

渡辺 敏光

電話・fax 31-6431

w-toshi@agate.plala.or.jp

### 日本共産党議員団の法律相談

今回は3月9日(土)です。

午後1時から (要予約)

日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463 - 23 - 1111 (内線 2375)

平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1204 2013年2月10日発行

## 生活保護基準の引き下げは 貧困格差をさらに拡大するもの

安倍自公政権は、生活保護基準の大幅引き下げを決めました。

2013年度から3年かけて段階的に引き下げ、今より670億円(約6.5%)を削る。そのうち13年度は150億円減らし、さらに期末一時扶助の見直しで70億円削減するとしています。

### 生活扶助費とは・・・

生活保護費には、おもに生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助などがあります。年齢層や個々人によって使用する扶助は異なりますが、今回は「生活扶助」という全員に関わる引き下げを行なうというものです。現在、65歳から69歳までの生活扶助費は7万5960円、70歳以上は7万2600円です。

高齢者の実態を見てみましょう。

**年金受給者**・・・現在、基礎年金額は40年間保険料を納付した満額受給者でも月額6万5541円(年間78万6500円)です。

基礎年金のみか旧国民年金受給者の月額額は49,555円という低さです(平成23年度厚生年金保険・国民年金事業の概況)。

このように年金だけでは生活できない層が多いために、生活保護受給世帯の中で高齢者(65歳以上)世帯が占める割合は4割にもなっています。

こんな状況のもとで生活保護基準を引き下げれば、生活保護から新たに排除される高齢者が大量に発生することは確実です。

## 生活保護を受けている人だけの問題ではありません

生活保護基準を引き下げることによって、保護を受けていない人にどんな影響があるのか見てみましょう。

**最低賃金に**・・・2008年に改定された最低賃金法第9条3項で「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」と謳われたことから、不十分ながらも年々最低賃金は上がってきました。しかし、今後パート、アルバイト、非正規賃金への影響が懸念されます。

**低所得世帯全般にも**・・・個人住民税の非課税限度額、国民健康保険税、介護保険料、介護サービス利用料、保育料、就学援助、その他各種の低所得者向け施策(現金給付、貸付制度、各種減免制度など)に影響が出ます。

たとえば、「生活保護基準の1.2倍」といった利用条件が設定されている諸施策を利用できなくなる層が出てきます。

### 生活保護制度の趣旨

#### 厚生労働省

= 資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。 =

上記の健康で文化的な最低限度の生活とは、「生存権と国の社会的使命」を規定した憲法第25条に基づいています。

ですから、生活保護基準に沿って他の状況を見直すべきであり、最低賃金や年金を基準に生活保護基準を変えろというやり方は、ナショナルミニマムとしての意味を成さないばかりか、憲法にも違反し、低所得者を初め市民生活全般に多大な影響を与え、益々景気を冷え込ませるものです。

まして、2011年3月11日に起きた東日本大震災で被災された方々、地震によって倒産・廃業となった方々の生活保護支給に力を発揮すべき時に、保護基準を引き下げるといふ冷たい政治は、本当にゆるせません。

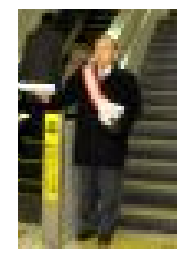
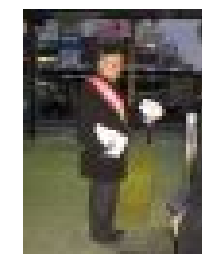
1月30日：平塚市料理飲食業組合連合会・平塚市食堂連合(株)・平塚商工会議所飲食業部会主催の新年賀詞交歓会に参加



議員団3人は、市内で飲食業を営む方々と交流し、現状やご意見を伺ってきました。アトラクション

では市内在住の複音ハーモニカ奏者の片倉広義さん親子による演奏を楽しみました。

毎週木曜日と金曜日、朝6:30~8:00に平塚駅西口・北口に立って、「議員団ニュース」を配布しています。



# 無料低額宿泊所にも基準が必要

## 無料低額宿泊所とは、

社会福祉法第2条第3項8号の規定に基づいて行なわれる事業で、「生計困難者のために、無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業」として開設された施設をいい、一般的に『無料低額宿泊所』と呼ばれています。

これは第2種社会福祉事業のため、第1種社会福祉事業である特別養護老人ホームや障がい者施設などと違い、設置許可や運営基準がゆるく設定されています。

## 1人が施設に月に支払う金額

家賃・・・4万6千円

食費・・・3万円～3万3千円

光熱費その他・・・1万2千円～

1万4千円

(合計: 8万8千円～

9万3千円になります)

さらに冬は光熱費分として加算される3000円が全額徴収されます。

県の生活援護課での聞き取りより

「無料低額宿泊所」は、民間のNPO団体または個人であっても、県知事に届け出ることによって開設できます。

サービスとしては、「宿所と食事」、それに加え、入所者への相談や就労指導を行っているところもあります。

入居者には就労している人もいますが、ほとんどは生活保護を受給しています。そのため、居室の設備が整っている、否にかかわらず、多くのNPO法人は生活保護費で支給される住宅扶助費の最上限額(平塚市では1人世帯の家賃は4万6千円が上限)を徴収している所がほとんどです。

生活保護で支給されるお金は、60～69歳までの人は、家賃込みで約12万円になりますが、左の枠に示したように約9万円は、施設側にわたります。支払いが滞ることのないように、施設管理者が入居者を車で市役所まで送迎するところもあるといえます。

これでも4万6千円!

神奈川県では、こうした施設の設置に関するガイドラインは、平成12年につくられました。当時は「とにかく住めれば」と、4畳半の部屋を薄いベニヤ板で仕切り、布団1枚敷いて、テレビが置けるだけ。

ストーブなど使ったら火事になってしまう狭い部屋でも許可されていました。

その後平成23年までに3回の改正が行なわれ、その都度入居者の権利を守る内容が少しずつ盛り込まれてきましたが、改正前の施設は今でも通用しており、2畳半も4畳半も同じ4万6千円が徴収されています。



この写真は、しんぶん赤旗1月13日付け(報道された千葉県で問題になった無料低額宿泊所の1室の状況です。これで家賃4万5千円です。いま、入居者たちが裁判に訴えています。

食事は「欠食」を申し出ても、金額は変わらず!

食事は1日3食として、生活保護費から3万円(または3万3千円)を徴収しています。「日と日はいらぬ」と告げると食事は出ませんが、食費は返ってきません。その為、外食代とで2重の出費になってしまいます

冷暖房なくともとられる!

上の写真のように、布団を置くだけでいいからです、ストーブもヒーターもありません。寒かったら布団に入るだけ。それでも、生活保護費に加算される冷暖房費3000円は持って行かれます。

## 行政の対応は

こうした劣悪な住環境でも、県が許可を出した後は、問題が起きなければ廃止することはできません。入居者が苦情を言える「第三者委員」の連絡先を食堂など全員が見えるところ、または入居時に文書で渡すことになっています。また、入居者の避難訓練を年2回することになっています。しかし、確認をとっているわけではありません。食事も毎日どんな食事を出しているのか確認もしていません。

第2種社会福祉事業だからと縛りが弱くなっていますが、これでいいのでしょうか。

普通、家賃4万6千円払ったら2部屋で風呂もトイレも台所も付いています。生活福祉課は、「住む家がない」「長く野宿生活だった」という生活保護受給者をまず入居させるために、無料低額宿泊所に連絡をとり、とりあえずの部屋として重宝しています。それによって野宿から解放される足がかりが出来、喜ばれてもいます。しかし、市は2畳半で布団しか敷けない部屋に4万6千円払うことに異議を唱えるべきではないでしょうか。

民間のアパートに移ると、生活保護費の4分の1は市の負担となりますが、これは県が許可した施設のため、ここに入所した場合生活保護費は全額国と県の支出で済み、市の財政は全く痛まないのです。県と市の連携をしっかりと取り合い、入居者の人権やプライバシーの保護、安全安心な住環境と、正しい税金の使い方をしてほしいものです。

(松本)